

1. 件名

三菱原子燃料株式会社による加工施設の設計及び工事の計画の認可申請に関する面談

2. 日時

令和3年12月16日（木） 15時15分～15時50分

3. 場所

原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部
審査グループ 核燃料施設審査部門
小澤安全管理調査官、有田安全審査官

三菱原子燃料株式会社
富永工場長 他5名

5. 要旨

（1）令和3年12月15日の面談において原子力規制庁（以下「規制庁」という。）から説明を求めた事項について、三菱原子燃料株式会社（以下「三菱原子燃料」という。）から、以下のとおり回答があった。

○今回の変更区分の誤りについては、分析設備の所管課（品質管理課）及び設計担当課（設備技術課）が、どのような場合に「変更なし」と区分するかを理解していなかったことが原因である。

○設計及び工事の計画の認可（以下、「設工認」という。）申請に当たっては、設計担当課が申請書を作成した後、設工認申請のとりまとめを行う課（安全法務課）が設工認申請書全体を取りまとめ、管理総括者、核燃料取扱主任者などにより構成される会議体（安全衛生委員会）での審議を経て申請されるが、設計担当が申請書を作成した時点で「変更なし」としているものについては、その後の確認作業において、内容を確認することはなく、その結果、今回の誤りを発見できなかった。

○分析設備以外でも類似の事例がないかの調査については、事業変更許可後に策定した発注仕様書の中から、新規規制基準対応に係るものを抽出し、抽出した発注仕様書により工事の有無を確認しているが、現時点で、類似の事例は確認されていない。

(2) 規制庁から、調査が完了次第、調査結果、調査結果を踏まえた今後の対応、今回の誤りの原因と再発防止について、整理して説明するよう指示した。

(3) 三菱原子燃料から、本日の面談を踏まえて速やかに対応する旨の発言があった。

6. 配布資料 なし